

広島市信用組合 News Release

令和 7 年 10 月 10 日

当座勘定規定の一部改定について

平素は、格別のご高配を賜り御礼申し上げます。

当組合では、令和 8 年 3 月 31 日(火)をもって、手形帳・小切手帳の発行停止ならびに自己宛小切手の発行停止を実施することに伴い、「当座勘定規定（令和 7 年 6 月 30 日(月)までに開設されたお客様用）」を下記のとおり改定させていただきます。

なお、改定後の規定は、本改定前よりお取引いただいているお客様にも適用させていただきますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 改定する規定

当座勘定規定（令和 7 年 6 月 30 日(月)までに開設されたお客様用）

2. 適用開始日

適用開始日：令和 8 年 4 月 1 日（水）

3. 改定内容

次の表のとおり改定いたします。（変更する条項のみ記載しております。）

新	旧
第 8 条(手形・小切手用紙) (5) 手形用紙、小切手用紙は発行いたしません。	第 8 条(手形・小切手用紙) (5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。
第 13 条(支払保証に代わる取り扱い) 小切手の支払保証はしません。 (削除)	第 13 条(支払保証に代わる取り扱い) 小切手の支払保証はしません。 ただし、その請求があるときは、当組合は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。

以 上

○ご不明な点等がございましたら、下記へお問い合わせください。

本件に関する問い合わせ先

広島市信用組合 事務部 事務企画課：082-248-1171

受付時間:当組合営業日の午前9時から午後5時